



力強い産業 人が輝く  
活力満ちる安心・快適なまち

喜多方市総合計画 (2017～2026) 概要版

三ノ倉高原ひまわり畑

◀▶ きたかた活力推進プラン ▶▶



目中線記念自転車歩行者道しだれ桜並木





## 喜多方市の更なる躍進を目指して

喜多方市長 山口 信也

平成18年1月4日に1市2町2村が合併し新たな喜多方市となり、11年が経過しました。合併後、本市では、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定し、各地域の豊かな自然や地域資源を生かしながら、市民の一体感の醸成と均衡ある発展に取り組んでまいりました。この間、東日本大震災や原子力発電所事故による風評被害、平成25年の豪雨災害や度重なる豪雪への対応などの困難を市民と行政が一丸となって乗り越えてきています。

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、安全・安心対策、地域主権改革の推進、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など大きく変化しており、これらの課題への対応が必要となっています。中でも、人口減少問題は、経済規模の縮小や地域社会の活力低下など、市民生活への多岐にわたる深刻な影響が懸念されることから、本市の最重要課題であると捉えています。

このような状況を踏まえ、この度、今後10年間の新しい本市発展の指針となります「喜多方市総合計画(2017～2026) きたかた活力推進プラン」を策定いたしました。本計画では、目指すべき将来の都市像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」と定め、本市に活力を生み若者の定住につながる産業の振興をこれまで以上に力強く推し進めるとともに、本市の将来を担う人材の育成や、子どもからお年寄りまで安心・快適に生活できるまちづくりに取り組むものとしています。この都市像を実現し、10年先、さらにその先も豊かで元気な喜多方を市民の皆様とともに築き上げ、本市に住むだれもが「喜多方に生まれてよかった、住んで良かった」と思えるような、そして全国の方々に「喜多方に住みたい」と思ってもらえるような魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただいた喜多方市基本計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました多くの市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

皆様の想いを胸に、この総合計画を着実に推進し、本市の更なる躍進を目指してまいります。



## 1 総合計画策定の趣旨

本市は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定し、様々な行政課題に取り組んできました。

現在、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、今後も現状と課題を踏まえ新たな視点に立った行政運営の長期的な将来ビジョンが必要であると考えます。そのため、これまでの総合計画で固めた基礎のうえに、市民と共有する10年後の本市の目指すべき将来像とその実現に資する施策をまとめた新しい本市発展の指針となる、「喜多方市総合計画(2017～2026)きたかた活力推進プラン」を策定するものです。

## 2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3段階で構成します。

### ①基本構想(計画期間:平成29年度～平成38年度の10年間)

本市が目指す将来像と目標を定め、その実現に向けた基本方向を示します。

### ②基本計画(計画期間:平成29年度～平成38年度の10年間※)

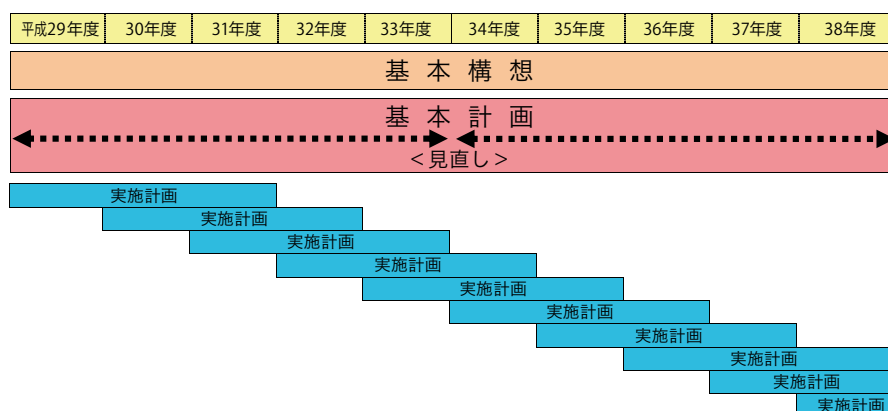
基本構想に基づき、各分野で実施する施策を体系的に定め、具体的な内容を示します。

※基本計画は、時代の変化を勘案し、中間年次の平成33年度に見直しを行います。

### ③実施計画(計画期間:3ヵ年)

基本計画で定めた各施策を実際に行っていくための事務事業を示すものであり、別途策定します。

実施計画は、見直しを行いながら、毎年度策定します。



## 3 人口の推移

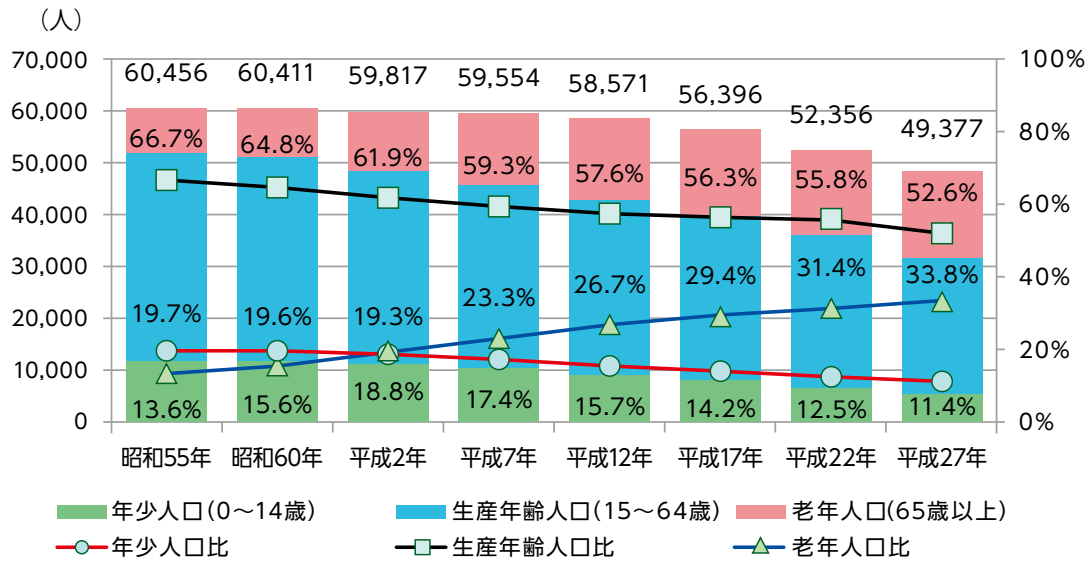
本市の人口は、昭和30年の81,257人(旧5市町村合計)をピークに、その後は減少に転じ、平成27年には49,377人となっています。

年齢3区分別の人口推移をみると、昭和55年から生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)は減少している一方、老年人口(65歳以上)は増加しており、平成2年には老年人口と年少人口の割合が逆転しています。その後も差は広がり続けており、少子高齢化が進行している状況です。

平成27年の人口に占める老年人口の割合は33.8%で、人口の3人に1人は65歳以上となっています。

# はじめに

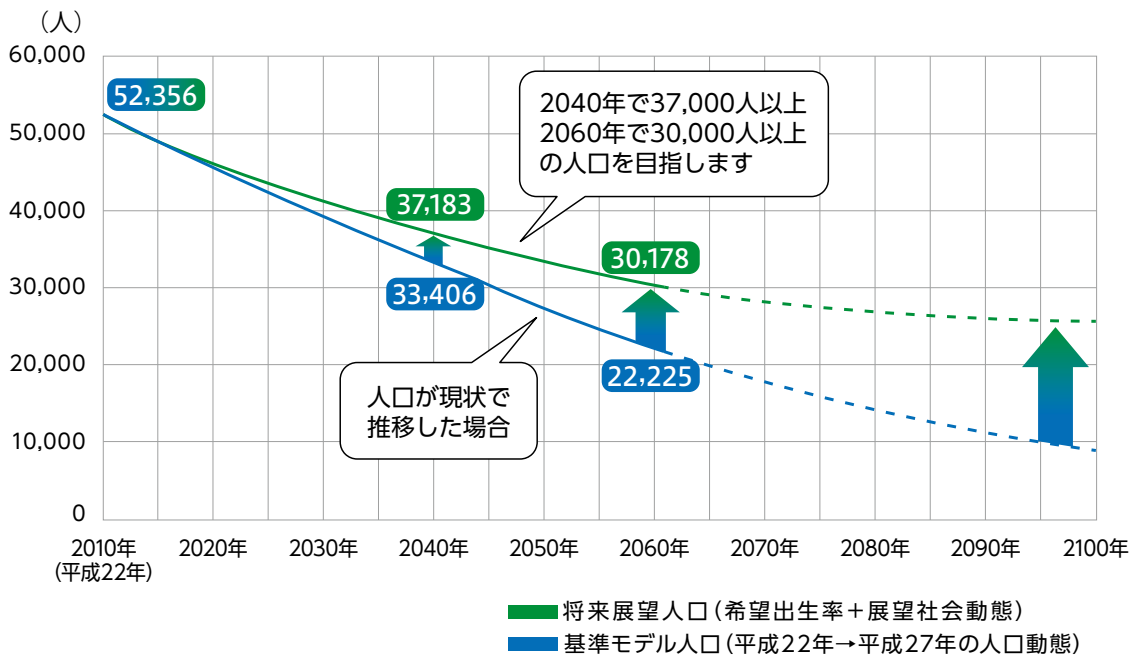
## ■人口の推移



## 4 人口の将来展望

平成27年9月に策定した「喜多方市長期人口ビジョン」では、本市人口の推計、それを基にした人口の将来展望を以下のとおりとしています。

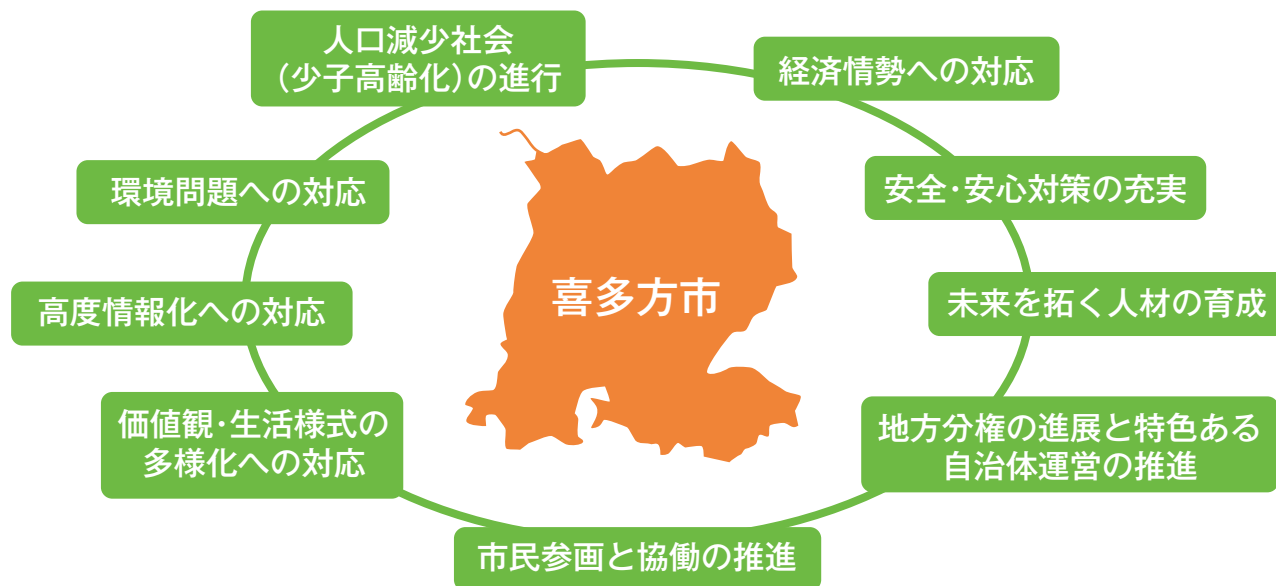
### ■将来推計人口・将来展望人口



# 基本構想

## 1 時代の潮流から見た基本的課題

本市は多様に変化する時代の潮流の中にあり、様々な課題へ対応していくが必要になります。



## 2 市民の意識・意向から見た基本的課題

市民への満足度・重要度アンケート調査の結果や総合計画市民ワークショップでの意見から、本市における基本的課題を整理します。

### (1) 産業の振興と雇用の創出への対応

地域特性に合致した産業の振興と特に若者のニーズにこたえる企業誘致により、安定した雇用を創出することが求められています。

### (2) 地域医療体制の充実

少子高齢化の進行も鑑み、救急医療体制の充実や山間地域の医療の確保など、だれもが安心して生活を送るための地域医療体制の充実が求められています。

### (3) 子育て環境整備の充実

子育て支援施策の充実や子どもの遊び場の確保が求められていることを踏まえ、保育士の確保による保育需要への対応等、安心して子育てができる環境の整備をより一層進めることが課題となっています。

### (4) 地域コミュニティの活性化

少子高齢化の進行等による地域コミュニティの衰退や地域のつながりの希薄化が懸念されていることを踏まえ、多様な役割を担う地域コミュニティの活性化を市民と協働で進めていくことが課題となっています。

### (5) 地域資源の活用

森林資源や蔵・寺社等の歴史的建造物など、既存の地域資源の有効活用をさらに推進するとともに、新たな地域資源を見い出すなど、より愛着と誇りが持てる魅力あるまちづくりが求められています。

### (6) 公共交通機関の利用環境への対応

公共交通の充実を求める意見を踏まえ、高齢者の目線に立ったより利用しやすいデマンドバスの運用や、ニーズを捉えた公共交通の施策が課題となっています。



# 基本構想

## 3 将来の都市像

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、環境・エネルギー問題、地域主権改革の推進など、大きく変化しており、これらの課題への対応が必要となっています。

特に人口減少問題は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大等、社会経済や市民生活への多岐にわたる深刻な影響が懸念されることから、本市の最重要課題であると捉えています。

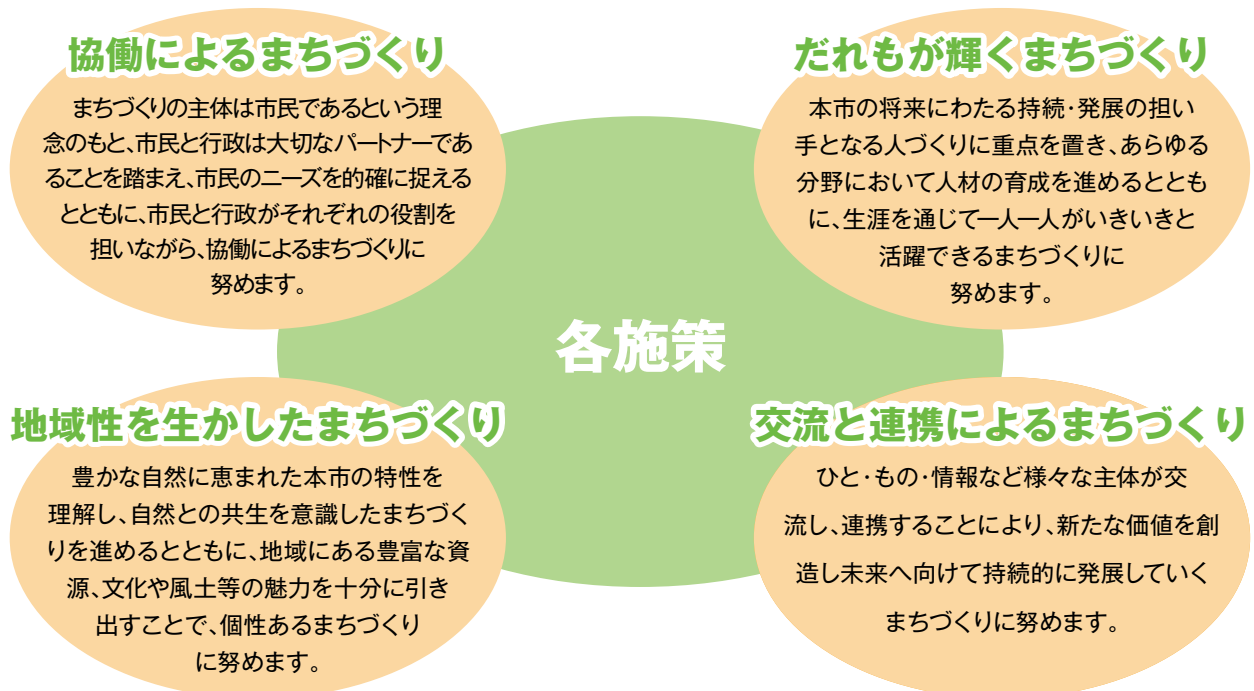
本市は、この厳しい現実に対応し、10年先、さらにその先も豊かで元気な喜多方を持続していかなければなりません。そのため、これからのまちづくりは、産業の振興を今まで以上に力強く推し進め、安定した雇用と市民所得の向上により若い世代の定住を促すことが重要と考えます。また、同時に、将来のまちづくりの担い手となる人材をあらゆる分野で育成していくことが重要です。今後は、これら産業の振興と人づくりが両輪となり、市の発展をけん引することによって、良好な経済状況と安定した市民生活を生み出し、だれもが活躍する、活力に満ちた元気なまちと市民の求める安心で快適な暮らしを実現していくというビジョンのもと、新たな時代を創造していきます。

このような想いから、本市の将来の都市像を次のとおり掲げます。

**力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち**

## 4 施策展開の基本的な考え方

将来の都市像の実現に向けて、計画全体に係る4つの基本的な考え方のもと、各施策を展開していきます。



## 5 施策体系

将来の  
都市像

大 綱  
(施策の基本方向)

節  
(施策の分野)

力強い産業人が輝く  
活力満ちる安心・快適なまち

### 大綱 1

#### 地域の特性を生かした力強い産業づくり

人口定住に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、基幹産業である農業、ものづくり産業の更なる発展と地域資源を活用した魅力ある観光を推進するとともに、企業の誘致や林業の再生、街なかの賑わいを創出するなど、力強い産業の振興により新しい産業や雇用の創出、所得の向上が実現されるまちを目指します。

農林業

商業

工業

雇用・労働

観光

### 大綱 2

#### 地域を支え未来を拓く人づくり

「まちづくりは人づくりから」の理念のもと、次代を担う子どもたちに向け質の高い良好な教育の実践とその環境整備に取り組むとともに、市民一人一人が、郷土の偉人や歴史・文化に学び、心豊かで充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供や主体的に活動できる環境を整備します。そして、生涯にわたり郷土に愛着と誇りを持って、様々な分野で活躍する、本市の未来を支える人材が育つまちを目指します。

学校教育

生涯学習

歴史・文化

男女共同参画

### 大綱 3

#### 安全・安心、思いやりのある、 人にやさしいまち・くらしづくり

保健、医療、介護、福祉の充実と連携、災害等への備えの強化など日々のくらしにおける安全・安心を確保し、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境や高齢者が元気に生きがいをもってらせる環境づくりを推進するとともに、生活や産業などを支える社会基盤の維持・充実により、活力ある、だれもが快適で生活しやすいまちを目指します。

子ども・子育て

保健・医療・介護・福祉

消防・防災

生活・安全

社会基盤

### 大綱 4

#### 自然との共生と元気なふるさとづくり

市民が主体的に行うまちづくりや市民活動を支援し、地域間の連携と交流や大学、企業等との協力・提携、移住者の受け入れなどにより魅力的で持続可能なまちづくりを推進するとともに、生活環境や自然環境、地球環境へ配慮した取組を進めるなど、地域の価値を高め、自然との共生と市民と行政の協働による活力あふれるまちを目指します。

協働・地域コミュニティ・市民活動

移住・定住

連携・交流

生活環境・自然環境・景観

循環型社会

# 基本計画

## 大綱 1

## 地域の特性を生かした力強い産業づくり

### 農林業

### 目標

担い手の確保と地域の特徴を生かした経営の展開により、魅力ある農林業の持続的な発展を目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 担い手の育成・確保

- 新規就農者の育成確保、認定農業者への誘導、集落営農組織化及び農業生産組織などの法人化への誘導

#### (2) 農用地の集積と有効利用

- 担い手への農地の利用集積推進による遊休農地の発生防止と地域ぐるみの農地の利用調整

#### (3) 戦略的作物の産地化

- 園芸作物と稲作との複合経営による収益性・生産性の高い農業経営体の育成強化

#### (4) 農業経営の安定化

- 水田農業の安定化
- 経営所得安定対策交付金の活用による経営の安定化
- 施設の整備や高性能機械の導入による畜産振興

#### (5) 販路の拡大

- 本市産農畜産物の安全・安心、高品質PRによる販路の拡大
- 6次産業化<sup>※1</sup>の推進によるブランドイメージの強化

#### (6) 特色ある農業の推進

- 特別栽培やエコファーマー<sup>※2</sup>の推進による有利な販売戦略と環境にやさしい農業の展開

#### (7) 農村環境・農業基盤の整備保全

- 農地の保全と有効利用
- 土地改良施設の長寿命化対策への取組推進

#### (8) 林業の担い手育成と生産基盤の整備

- 森林経営計画の策定と民有林の森林整備の推進
- 林業の担い手育成の促進と林業機械導入等の支援
- 林道の整備・維持管理、森林病虫害対策等による林業生産基盤の整備

#### (9) 森林の保全及び活用

- 森林環境の整備、地域材の利用促進及び森林環境学習の推進
- 森林公園の維持管理と市民の健康増進などへの森林の多様な活用
- きのこや漆などの特用林産物生産の振興
- 治山事業、地すべり対策事業

#### (10) 有害鳥獣による被害防止

- 有害鳥獣による人的被害や農作物の被害防止対策



### ■ 指 標

| 指 標 名                           | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|---------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                 |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 認定農業者数<br>(農業の担い手の確保を示す人数)      | 530人<br>(平成27年度) | 610人<br>(累計)         | 635人<br>(累計)         |
| 認定新規就農者数<br>(新たな農業の担い手の確保を示す人数) | 10人<br>(平成27年度)  | 40人<br>(累計)          | 40人<br>(累計)          |
| 集落営農組織数<br>(農業の担い手として確保する組織数)   | 52組織<br>(平成27年度) | 65組織<br>(累計)         | 80組織<br>(累計)         |

※1 6次産業化とは、生産(1次産業)・加工(2次産業)・流通販売(3次産業)を一体化した農林漁業の新たな取組であり、農林漁業者が自ら生産・加工・流通販売を一体的に行ったり、商工業者と連携して事業を展開するものです。

※2 エコファーマーとは、県の認定を受け、たい肥などを使用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を行う農業者のことです。



| 指 標 名                                                               | 現 状 値               | 目 標 値                |                      |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
|                                                                     |                     | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 農用地の集積率<br>(農業の担い手(認定農業者、認定就農者、育成すべき農業者)への集積目標)                     | 56.2%<br>(平成27年度)   | 65%                  | 70%                  |
| 園芸作物施設化率<br>(グリーンアスパラガスの生産における施設栽培面積の割合)                            | 20.7%<br>(平成27年度)   | 30%                  | 40%                  |
| エコファーマー数<br>(福島県から「持続性の高い農業生産方式導入計画」の認定を受けた者(エコファーマー)の人数)           | 1,770人<br>(平成27年度)  | 2,000人<br>(累計)       | 2,200人<br>(累計)       |
| 多面的機能支払交付金活動組織数<br>(農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動に取り組む年間の組織数)    | 91組織<br>(平成27年度)    | 113組織                | 128組織                |
| 森林経営計画策定面積<br>(間伐・植林等の森林施策について定める「森林経営計画」を策定し、国や県の補助事業の対象となる民有林の面積) | 2,078ha<br>(平成27年度) | 3,100ha<br>(累計)      | 3,500ha<br>(累計)      |
| 集落環境診断の実施地区数<br>(集落環境診断に取り組んだ地区数)                                   | 30地区<br>(平成27年度)    | 36地区<br>(累計)         | 51地区<br>(累計)         |
| 農作物野生獣被害対策事業取組地区数<br>(農作物野生獣被害対策事業を活用し、電気牧柵を導入した地区数)                | 7地区<br>(平成27年度)     | 21地区<br>(累計)         | 31地区<br>(累計)         |

## 商 業 目 標

経営環境を高めるとともに、多様な交流で賑わいを創出することにより、活気あるあきないのまちづくりを目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 魅力ある商店づくりと賑わいの創出

- ・ 各商店の魅力ある商店づくりの取組支援
- ・ 商業者間、商工団体や地域間等の連携強化による街なかの賑わい創出
- ・ 商店街の整備や高齢者等買い物弱者の利便性の向上

#### (2) 中小企業の育成

- ・ マーケティング能力の向上や積極的な市場開拓の取組支援
- ・ 経営基盤の強化による中小企業の育成
- ・ 後継者の確保や若手経営者の育成

#### (3) 新たな活力の創出

- ・ 創業支援センターを中心とした創業支援や空き店舗活用の支援



### ■ 指 標

| 指 標 名                                          | 現 状 値           | 目 標 値                |                      |
|------------------------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
|                                                |                 | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 創業者数<br>(喜多方市創業支援事業計画に準じて起業、創業した数)             | 25人<br>(平成27年度) | 63人<br>(累計)          | 103人<br>(累計)         |
| 空き店舗活用数<br>(福島県活力ある商店街支援事業(空き店舗対策事業)を新たに活用した数) | 1件<br>(平成27年度)  | 8件<br>(累計)           | 13件<br>(累計)          |

## 工業 目標

企業立地を推進するとともに、操業支援の充実により、就業構造基盤の強化を目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 経営基盤の強化

- ・ 組織の意識改革や経営環境の改善、競争力強化の支援
- ・ 技術力及び研究開発力向上の取組支援
- ・ 販売力強化、新市場開拓、販路拡大の取組支援
- ・ 中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどへの支援による企業の育成

#### (2) 雇用創出と人材の確保・育成

- ・ 企業誘致、既存企業の拡大による雇用創出と人材の確保
- ・ 経営者、後継者、技術・技能の継承者の育成
- ・ 将来のものづくりを担う人材の育成

#### (3) 新産業・新分野への進出支援

- ・ 付加価値の高い製品や新製品開発の支援
- ・ 産学官金連携による企業の経営や技術など課題解決の支援

#### (4) 企業誘致の推進と操業支援

- ・ 工業団地の整備による企業誘致の推進
- ・ 生産体制の強化と生産力の拡大、生産効率や品質向上などの支援
- ・ 新エネルギー、成長分野への参入支援
- ・ 工業振興に関する情報の共有化や助成金の申請など操業支援体制の強化・充実
- ・ 広域的な企業の連携支援や自治体間の連携による産業振興

### ■ 指 標

| 指 標 名                                           | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|-------------------------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                                 |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 工場等新設・増設件数<br>(工場立地法、福島県工業開発条例に基づく工場等新設・増設届出件数) | 2件<br>(平成27年度)   | 10件<br>(累計)          | 20件<br>(累計)          |
| 製造品出荷額等<br>(工業統計調査(従業員4人以上の事業所)による年間の製造品出荷額等の額) | 713億円<br>(平成26年) | 750億円                | 780億円                |

## 雇用・労働 目標

就業支援の充実と労働者福祉の向上により、安定した雇用と市内への定着を目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 就業機会の確保と雇用創出の推進

- ・ 新規学卒者、再就職希望者、障がい者等の就業機会の確保
- ・ 雇用相談センターの相談・就業支援業務の充実
- ・ 高齢者労働力の活用や働きやすい環境づくりによる女性、障がい者等の就業の促進
- ・ 企業誘致や起業・創業者への支援による新たな雇用の創出

#### (2) 若年層の市内定着の促進と市内企業の人材確保

- ・ 関係機関・団体と連携した就職支援の充実
- ・ 若年層が市内での就職・定住を希望するような動機づけの提供

#### (3) 職業能力の向上と労働者福祉の向上

- ・ 関係機関との連携による職業能力の向上
- ・ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- ・ 小規模事業所と勤労者の福利厚生の実施による労働者福祉の向上

### ■ 指 標

| 指 標 名                                        | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|----------------------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                              |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 有効求人倍率<br>(ハローワーク喜多方に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合) | 1.02<br>(平成28年度) | 1.00以上               | 1.00以上               |
| 地元就職率<br>(管内新規高卒者で管内就職希望者数のうち、管内就職者数の割合)     | 100%<br>(平成27年度) | 100%                 | 100%                 |

## 観 光

## 目 標

地域資源の魅力を最大限に引き出すことにより、出会いと発見・感動あふれる観光の振興を目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 地域特性を生かした観光の魅力づくり

- ・花でもてなす観光の推進
- ・観光資源の活用による観光地としての多彩な魅力の創出
- ・多様な周遊ルートの提案等による滞在時間の延長や市内宿泊者数の増加
- ・旧甲斐家蔵住宅を観光拠点とした観光資源の面的な魅力を引き出すまちづくり
- ・アウトドア観光の振興

#### (2) 誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実

- ・ICTや各種メディアを活用した効果的な情報発信
- ・蔵とラーメンの全国的知名度を生かした観光プロモーションの展開と教育旅行の誘致
- ・観光案内所等の受入体制の整備
- ・駅等の交通拠点と観光地を結ぶ二次交通の充実
- ・すべての人が観光しやすい環境の整備
- ・喜多方観光物産協会の経営基盤の強化

#### (3) 広域観光と外国人観光客の誘客推進

- ・国内外からの誘客を視野に入れた広域的な観光ルートづくりや誘客宣伝活動
- ・外国人観光客の受入環境の整備

#### (4) グリーン・ツーリズムの推進

- ・安全・安心のPRと受入体制の充実
- ・積極的なPR活動による家族や小グループでの参加やリピーターの増加

#### (5) 物産の振興

- ・本市ならではの逸品の開発支援や国内外での販路拡大の推進



### ■ 指 標

| 指 標 名                                      | 現 状 値                 | 目 標 値                |                      |
|--------------------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
|                                            |                       | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 観光客入込数<br>(本市を訪れた年間の観光客数)                  | 1,825,786人<br>(平成27年) | 2,055,600人           | 2,383,000人           |
| 宿泊者数<br>(市内の旅館、ホテル等の年間の宿泊者数)               | 67,301人<br>(平成27年)    | 70,800人              | 72,800人              |
| グリーン・ツーリズム交流人口<br>(グリーン・ツーリズムで本市を訪れた年間の人数) | 5,411人<br>(平成27年度)    | 10,900人              | 13,900人              |
| 外国人観光客数<br>(本市を訪れた年間の外国人観光客数)              | 458人<br>(平成27年)       | 2,400人               | 3,900人               |





## 大綱 2

## 地域を支え未来を拓く人づくり

### 学校教育

### 目標

一人一人の個性や能力を引き出し、活かし、伸ばす教育により、すべての子どもの「生きる力」を育むことを目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 自己啓発力の育成

- ・主体的でたくましい実践力の育成
- ・自尊心や自己肯定感の醸成
- ・「喜多方市人づくりの指針」を活用した社会性や望ましい価値観の形成
- ・小学校農業科を通じた心の育成
- ・「本物」に触れることによる夢や希望の醸成

#### (2) 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成

- ・幼児教育との連携及び発達段階や個性を大切に  
した教育による主体的に課題解決できる子どもの育成
- ・健康教育や食育等の充実による健やかな心身の育成

#### (3) 勤労観、職業観及び職能の基本的資質・能力の育成

- ・ICTの学習への有効活用と情報を活用する力の育成
- ・社会的・職業的な「自立」に向けた勤労観・職業観の育成
- ・体験活動やボランティア活動の推進と充実
- ・様々な体験活動を通じた創造性の醸成

#### (4) 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力の育成

- ・社会の一員としての必要な知識・スキル・価値観を身に付ける教育
- ・郷土への自信と誇りを持ち、自信をもって表現できる子どもの育成
- ・能力に応じた教育を受ける機会を得られるインクルーシブ教育<sup>※1</sup>の充実
- ・人間関係をつくる力の育成とそれぞれが自己実現を目指した学級集団の人間関係づくり

#### (5) 教員の資質・能力の向上

- ・研修会等の充実
- ・教員の能力開発や資質向上、組織活性化に向けた人事評価の充実

#### (6) 安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備

- ・小・中学校の適正規模、適正配置の推進
- ・悩みを持つ子どもや不登校の子どもへ向けた教育環境づくりと安全・安心な給食運営体制等の整備
- ・多様な専門性を持つ人材との連携・分担による課題解決と教職員の子どもの向き合う時間の創出
- ・安全・安心な教育環境の整備とICTを活用した教育設備の充実
- ・遠距離通学の支援

#### (7) 均等な教育機会の確保と意欲をもって学べるための支援

- ・就学援助や奨学資金制度の活用による経済的負担の軽減
- ・競技会等への参加に要する保護者負担の軽減



※1 インクルーシブ教育とは、障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のことです。

※2 自己啓発力が醸成されたかを測るもの。平成28年度の全国平均値(〈小学校〉36%〈中学校〉27%)を上回る目標設定とします。

※3 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力が育成されたかを測るもの。知・徳・体の知の分野。全国平均を上回る目標設定とします。

※4 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力が育成されたかを測るもの。知・徳・体の徳の分野。平成28年度の全国平均値(〈小学校〉72%〈中学校〉72%)を上回る目標設定とします。

※5 学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力が育成されたかを測るもの。知・徳・体の体の分野。8種目すべてで全国平均値を上回る目標設定とします。

## ■ 指 標

| 指 標 名                                                                                            | 現 状 値<br>(平成28年度)                                     | 目 標 値                |                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
|                                                                                                  |                                                       | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 「自分には、よいところがある」と回答した割合※2<br>(全国学力・学習状況調査における質問項目「あてはまる」と回答した割合))                                 | 小学校                                                   | 31%                  | 50%                  |
|                                                                                                  | 中学校                                                   | 24%                  | 50%                  |
| 全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学の「主に知識に関する問題(A)」と「主に活用に関する問題(B)」の結果の全国との比較(知)※3<br>(全国平均との比較)                | 小学校<br>国語A:全国並み<br>国語B:下回る<br>算数A:やや下回る<br>算数B:やや下回る  | 各科目とも<br>やや上回る       | 各科目とも<br>上回る         |
|                                                                                                  | 中学校<br>国語A:やや下回る<br>国語B:やや下回る<br>数学A:やや下回る<br>数学B:下回る | 各科目とも<br>やや上回る       | 各科目とも<br>上回る         |
| 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した割合(徳)※4<br>(全国学力・学習状況調査における質問項目「あてはまる」と回答した割合))                           | 小学校                                                   | 66%                  | 80%                  |
|                                                                                                  | 中学校                                                   | 70%                  | 80%                  |
| 体力・運動能力調査における達成率(体)※5<br>(調査の8種目中、何種目で全国平均値並となったかを表す達成率)                                         | 小学校<br>男:46%<br>女:44%                                 | 男:63%<br>女:63%       | 男:100%<br>女:100%     |
|                                                                                                  | 中学校<br>男:23%<br>女:20%                                 | 男:50%<br>女:50%       | 男:100%<br>女:100%     |
| 「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合※6<br>(全国学力・学習状況調査における質問項目「あてはまる」と回答した割合))                                 | 小学校                                                   | 67%                  | 80%                  |
|                                                                                                  | 中学校                                                   | 48%                  | 70%                  |
| 学級生活満足群と不満足群の割合※7<br>(Q-U※8で、学級集団に対し「居心地がよい、嫌な思いをしていない」と捉えている子どもの割合(満足群)とその反対と捉えている子どもの割合(不満足群)) | 小学校<br>満足群:64%<br>不満足群:13%                            | 満足群:80%<br>不満足群:0%   | 満足群:90%<br>不満足群:0%   |
|                                                                                                  | 中学校<br>満足群:59%<br>不満足群:19%                            | 満足群:75%<br>不満足群:0%   | 満足群:85%<br>不満足群:0%   |

(各指標の調査対象は、体力・運動能力調査が小学校5年生と中学校2年生、学級生活満足群が小学校5、6年生と中学校1年生、その他は小学校6年生と中学校3年生です。)



※6 勤労観、職業観及び職能の基本的資質が育まれたかを測るもの。平成28年度の全国平均値(〈小学校〉69%〈中学校〉45%)を上回る目標設定とします。

※7 共助、協働の態度及びコミュニケーション能力が育成されたかを測るもの。満足群は、平成28年度の全国平均値(〈小学校〉39%〈中学校〉37%)を上回る目標設定とし、不満足群は0%を目指します。

※8 Q-Uとは、楽しい学校生活を送るためのアンケート形式の標準化された心理テストであり、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「居心地のよいクラスにするためのアンケート」で構成されています。

## 生涯学習 目標

だれもが、いつでも、どこでも学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することにより、生涯学習活動への主体的な実践力を育むことを目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 生涯学習の推進

- ・「喜多方市人づくりの指針」啓発の強化
- ・社会教育関係団体や文化活動を行う団体の育成と活動の活性化に向けた支援
- ・ライフステージ※に合わせた学習機会の拡充
- ・社会教育施設の耐震化や改修・改築等の計画的な推進

#### (2) 生涯スポーツの推進

- ・ニーズを踏まえた各種スポーツイベント等の開催と参加者の拡大
- ・指導者の育成・確保とスポーツ団体の組織強化や団体間の連携強化
- ・社会体育施設の耐震化や改修・改築等の計画的な推進
- ・「ボートのまちづくり」の一層の推進

#### (3) 青少年の健全育成

- ・家庭と地域が連携した青少年の健全育成
- ・青少年ボランティアの育成と活動の支援



### ■ 指 標

| 指 標 名                                | 現 状 値                | 目 標 値                |                      |
|--------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|                                      |                      | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 生涯学習講座の受講者数<br>(生涯学習講座を受講した年間の延べ人数)  | 53,837人<br>(平成27年度)  | 55,000人              | 56,000人              |
| 講師派遣事業支援実施数<br>(勉強会等への講師派遣の年間の回数)    | 55回<br>(平成27年度)      | 80回                  | 100回                 |
| 市立図書館の図書貸出し冊数<br>(市立図書館の年間の図書貸出し冊数)  | 133,273冊<br>(平成27年度) | 135,000冊             | 138,000冊             |
| 生涯スポーツ活動者数<br>(スポーツイベント・教室等への年間参加者数) | 18,994人<br>(平成27年度)  | 20,000人              | 21,000人              |
| スポーツ施設利用者数<br>(スポーツ施設年間利用者数)         | 318,167人<br>(平成27年度) | 321,000人             | 324,000人             |

※ ライフステージとは、人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階のことです。



## 歴史・文化 目標

郷土の歴史や文化財の保護・保存、継承、活用と文化芸術の振興により、市民の歴史・文化等に対する一層の理解と意識の向上を図り、豊かな感性と郷土愛を育むことを目指します。

## ■ 施策の内容

## (1) 文化芸術の振興・文化芸術活動への支援

- ・気軽に文化芸術に親しめる環境づくりの推進
- ・文化芸術団体への支援

## (2) 歴史・文化等の発掘、保護・保存、継承

- ・貴重な文化財の保護・保存・整備
- ・無形民俗文化財を次世代に継承するための後継者の育成と活動の支援
- ・町並みを保存するための蔵や伝統的な建造物の保護・保存
- ・豊かな自然についての魅力や情報の発信

## (3) 歴史・文化の活用

- ・遺跡の発掘調査成果の公開や講演会、市史セミナーの開催

## (4) 文化施設の整備

- ・市美術館施設の整備
- ・郷土民俗資料館施設の整備



## ■ 指 標

| 指 標 名                                  | 現 状 値               | 目 標 値                |                      |
|----------------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
|                                        |                     | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 文化財活用事業の参加者数<br>(文化財を活用した各種事業への年間参加者数) | 2,300人<br>(平成27年度)  | 2,500人               | 2,800人               |
| 喜多方市美術館入館者数<br>(喜多方市美術館の年間入館者数)        | 13,629人<br>(平成27年度) | 15,000人              | 16,000人              |

## 男女共同参画 目標

男女共同参画の推進により、男女がお互いを尊重しあいながら、自らの意思に基づいて個性や能力を発揮できる社会の実現を目指します。

## ■ 施策の内容

## (1) 男女共同参画社会の推進

- ・男女共同参画意識の浸透を図る学習や啓発事業の実施
- ・市が仕事と家庭を両立しやすい社会環境整備のための支援
- ・市民が行う男女共同参画推進のための活動への支援

## ■ 指 標

| 指 標 名                                              | 現 状 値             | 目 標 値                |                      |
|----------------------------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
|                                                    |                   | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 審議会等における女性委員の割合<br>(本市の審議会等の委員数に占める女性委員の割合)        | 30.2%<br>(平成28年度) | 40%                  | 40%                  |
| 男性の育児休業取得率<br>(喜多方市役所の男性職員の育児休業取得割合※1)             | 0%<br>(平成27年度)    | 5%以上                 | 5%以上                 |
| 男性の育児参加のための休暇取得率<br>(喜多方市役所の男性職員の育児参加のための休暇取得割合※2) | 0%<br>(平成27年度)    | 10%以上                | 10%以上                |

※1 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した特定事業主行動計画の目標値です。地方公共団体は、地域的一般事業主をリードする行動計画の実践が求められています。

## 大綱 3 安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

### 子ども・子育て 目標

子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み・育てることができるまちを目指します。

#### ■ 施策の内容

##### (1) 保育等の充実

- ・ 延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育等の実施と充実
- ・ 保育施設等の効率的な配置の検討と安全で安心な施設の整備・維持管理
- ・ 保育士などの人材の確保
- ・ 放課後児童健全育成事業の実施
- ・ 保育所や認定こども園\*等の運営の充実
- ・ 老朽化している児童館や児童クラブの他施設の有効利用

##### (2) 地域における子育て力の向上

- ・ 育児相談体制や保護者同士の交流の場の充実など、地域における子育て力向上の推進
- ・ 地域子育て支援拠点事業の活用促進
- ・ 児童遊園地の適切な維持管理と行政区への児童遊具設置の支援
- ・ いじめや虐待などの早期発見とその対策による子どもの人権保護

##### (3) 子育て世代への経済的支援

- ・ 保護者の経済的負担の軽減

##### (4) 安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援

- ・ 妊娠・出産、子どもの発育・発達を支援する保健指導や情報提供の充実
- ・ 発育・発達に対する課題や不安についての個々の状況に合わせた継続的な支援
- ・ 栄養・食事に関する育児スキルの提供など継続的な支援・指導
- ・ 妊娠期・乳幼児期からの継続的な歯と口腔の健康づくりの推進
- ・ 関係機関と連携した子どもの健康実態の把握と栄養・食育対策の推進

##### (5) 出会いの創出

- ・ 世話やき人制度の活用や婚活イベント等の開催による男女の出会いのきっかけづくり

#### ■ 指 標

| 指 標 名                                                       | 現 状 値             | 目 標 値                |                      |
|-------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
|                                                             |                   | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 出生数<br>(本市における年間の出生数)                                       | 327人<br>(平成27年度)  | 320人                 | 320人                 |
| 妊婦一般健康診査(後期)所見ありの妊婦の割合<br>(妊婦一般健康診査(後期)の受診結果で所見ありの妊婦の割合の減少) | 47.7%<br>(平成27年度) | 28%                  | 18%                  |
| むし歯のない3歳児の割合<br>(3歳児健康診査時にむし歯のない子どもの割合の増加)                  | 71.5%<br>(平成27年度) | 80%                  | 82%                  |



\* 認定こども園とは、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供し、また地域における子育て支援を行う施設として、都道府県知事の認定を受けた施設のことです。

保健・医療・介護・福祉

目標

保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心してくらし続けることができるまちを目指します。

■ 施策の内容

(1)生活習慣病予防対策の推進

- ・ 特定健診・がん検診受診率向上対策の推進
- ・ 脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症への対策強化

(2)健康づくりに関する普及・啓発の推進

- ・ 健(検)診受診や生活習慣改善につながる情報の提供
- ・ 食育、栄養・食生活に関する情報提供と個人で実践できる環境づくり
- ・ 休養・こころの健康・睡眠に関する知識の普及啓発

(3)地域医療体制の充実

- ・ 関係機関との連携による喜多方市地域・家庭医療センター等の地域医療体制の充実
- ・ 初期救急及び二次救急体制の維持と広域連携による二次医療圏での救急医療体制の充実
- ・ 医師会等と連携した医療・看護人材の育成及び地域への定着

(4)国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 医療費の適正化と制度の適切な運営

(5)喜多方市地域包括ケアシステム\*の構築

- ・ 多職種連携による地域ケア体制の整備
- ・ 在宅医療と介護サービスの一体的な提供のための連携推進
- ・ 認知症高齢者本人や家族を支える認知症施策の推進

- ・ 高齢者がくらしやすい生活支援サービスの体制整備
- ・ 太極拳ゆったり体操等による介護予防の推進と、高齢者に寄り添うまちづくり
- ・ 高齢者の生きがいづくりの推進
- ・ 認知症高齢者等の尊厳保持と関係機関と連携した高齢者の虐待防止
- ・ 介護人材の育成と地域への定着及び計画的な介護サービスの基盤整備

(6)保健・福祉施設の整備

- ・ 保健、介護、福祉施設などの整備充実

(7)障がい者への支援

- ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障がい福祉サービスの充実
- ・ 障がい者(児)の自立を支援する福祉の増進
- ・ 障がい者(児)の社会参加や地域活動を支援する地域生活支援事業の実施

(8)生活困窮世帯への支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業の取組
- ・ 生活保護制度の適正実施

(9)ひとり親家庭に対する支援

- ・ ひとり親家庭への各種手当の支給や相談体制の充実

(10)福祉関係団体等への支援

- ・ 福祉関係団体等への支援による地域の見守り体制や団体活動の充実

■ 指 標

| 指 標 名                                                              | 現 状 値              | 目 標 値                |                      |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
|                                                                    |                    | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 特定健診受診率<br>(国保被保険者の健診対象者のうち、特定健診を受診した者の割合)                         | 38.1%<br>(平成27年度)  | 47%                  | 60%                  |
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率<br>(平成20年度を基準としたメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率) | 17.51%<br>(平成27年度) | 31%                  | 41%                  |
| 太極拳ゆったり体操教室数<br>(市内の太極拳ゆったり体操教室数)                                  | 53教室<br>(平成27年度)   | 58教室<br>(累計)         | 63教室<br>(累計)         |
| 認知症サポーター養成者数<br>(市内の認知症サポーター養成者数)                                  | 1,981人<br>(平成27年度) | 3,981人<br>(累計)       | 5,981人<br>(累計)       |
| いきいき高齢者率<br>(要介護の認定を受けていない高齢者の割合)                                  | 80.5%<br>(平成27年度)  | 83%                  | 85%                  |
| 就労継続支援利用者数<br>(障がい者で、生産活動を通して知識や能力の向上のためのサービスを利用している者の年間の数)        | 150人<br>(平成27年度)   | 165人                 | 177人                 |

※ 喜多方市地域包括ケアシステムとは、「医療」「介護」「障がい福祉」「介護予防・生活支援」「すまい」が有機的に連携し、住民同士が支え合うことで、だれもが住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できる環境づくりを目指すものです。



## 消防・防災 目標

消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により、災害に強いまちを目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 消防体制の充実

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携や消防団組織の充実、消防施設や設備の計画的な整備

#### (2) 防災体制の強化

- ・ 自主防災組織の充実と市民の自主防災意識の醸成
- ・ 各関係機関が連携した救助体制の確立と災害ボランティアの協力の促進
- ・ ICTを活用した緊急情報伝達体制の確立と他自治体や事業所との災害協定の締結による体制強化
- ・ 各関係機関と連携した武力攻撃災害などへの対処

#### (3) 避難体制の確立

- ・ 避難勧告などの判断基準及び情報伝達マニュアルの整備と避難場所や避難経路の確保・周知
- ・ 被災者救済のための毛布や食糧などの備蓄

#### (4) 救急救助体制の充実強化

- ・ 救急救命士の養成、救急救助隊員の知識・技術の向上、救急救助用資機材の充実及び市民への救急救命に関する知識の普及

### ■ 指 標

| 指 標 名                                           | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|-------------------------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                                 |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 火災発生件数<br>(広域消防本部による市内の年間火災発生件数)                | 31件<br>(平成28年)   | 25件                  | 20件                  |
| V-Lowマルチメディア放送戸別受信機*の配付完了行政区数<br>(戸別受信機の配付行政区数) | 0行政区<br>(平成28年度) | 186行政区<br>(累計)       | 272行政区<br>(累計)       |
| 自主防災組織数<br>(地域防災力確保のための自主防災組織数)                 | 60組織<br>(平成27年度) | 85組織<br>(累計)         | 110組織<br>(累計)        |



※ V-Lowマルチメディア放送戸別受信機とは、地上テレビ放送のデジタル化により空いた周波数を利用した新しいデジタル放送の戸別受信機のことです。音声のほか、文字や画像も送信でき、災害等の緊急時には受信機の自動起動も可能で、防災行政無線としての活用が期待されています。戸別受信機の配付は、防災行政無線未整備の喜多方地区、塩川地区のほか、熱塩加納地区、山都地区、高郷地区に整備された防災行政無線も老朽化が進んでおり、V-Lowマルチメディア放送などでの再整備を目指します。

## 生活・安全 目標

交通事故や犯罪、野生動物による人的被害の未然防止や放射線への不安解消により、安全で安心な生活が送れるまちを目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1)交通安全の推進

- ・ 市民の交通安全意識の醸成
- ・ 市民交通災害共済への加入促進及び交通遺児に対する支援

#### (2)防犯体制の充実

- ・ 市民の防犯意識の醸成と地域の自主防犯組織の充実

#### (3)市民相談の充実

- ・ 人権相談、法律相談、行政相談の充実
- ・ 消費生活センターによる相談体制の充実

#### (4)野生動物による人的被害防止

- ・ 監視パトロールや注意喚起の実施
- ・ 野生動物を誘引しない環境づくりの支援や有害鳥獣の捕獲

#### (5)放射線関連の情報の提供

- ・ 定期的な環境放射線等のモニタリングと結果の公表

### ■ 指 標

| 指 標 名                                                | 現 状 値           | 目 標 値                |                      |
|------------------------------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
|                                                      |                 | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 交通事故による死傷者数<br>(福島県警察本部交通事故発生状況による市内の年間の交通事故による死傷者数) | 115件<br>(平成27年) | 97件                  | 82件                  |
| 刑法犯発生件数<br>(喜多方警察署による市内の年間刑法犯発生件数)                   | 258件<br>(平成27年) | 224件                 | 200件                 |



## 社会基盤

## 目標

市民生活や産業などを支える社会基盤の整備・維持管理の推進により、安全で快適なくらしと経済活動の活性化、自然環境に配慮した良好な生活空間の形成を目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) くらしや産業を支える道路環境の整備

- ・生活環境の向上や経済活動の活発化を支援する道路ネットワークの構築
- ・各地域のバランスを考慮した市道整備と国、県道の整備への積極的な働きかけ
- ・公設街路灯の整備と行政区内の街路灯整備の支援
- ・行政区が行う道路整備への支援
- ・道路や道路構造物等の持続可能な維持管理
- ・地域の実情に即した除雪体制の整備と的確でスムーズな除雪

#### (2) 快適で住みよい生活環境の形成

- ・通行者の利便性の向上など交通や連絡機能の充実
- ・計画的な公園整備の推進
- ・公園長寿命化計画に基づく遊具等の改修
- ・都市下水路や生活排水路の維持・管理
- ・行政区が進める水路の整備・維持管理の支援
- ・準用河川等の適正な整備及び維持・管理、一級河川の整備への積極的な働きかけ
- ・公共施設のユニバーサルデザイン※1の実現

#### (3) 安定した水道水の供給と污水处理の普及拡大

- ・老朽配水管等の布設替え及び浄水、配水施設の計画的な更新
- ・上水道未整備地区の整備推進と加入促進
- ・公共下水道の整備推進と施設・設備の適正な維持管理
- ・下水道の利用者(接続者)の拡大
- ・下水道の整備が見込めない地区での浄化槽の設置促進

#### (4) 公共交通の充実

- ・鉄道交通利用者の利便性の確保
- ・会津鉄道・野岩鉄道への支援と利用の促進
- ・バスの運行の支援と、持続可能な公共交通の形成及び利用者の利便性の向上

#### (5) 良好で安全・安心な住環境の整備

- ・空き家の適正管理の啓発と利活用に対する支援等による空き家の発生抑制
- ・公営住宅等の整備・維持管理
- ・要配慮世帯に対する低家賃での住宅提供
- ・耐震診断や木造住宅の耐震改修工事の支援

#### (6) 有効的な土地利用等の推進

- ・市街地等の有効的な土地利用と都市機能等の配置による魅力的かつ利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり※2
- ・国土調査事業の推進

#### (7) 地域情報化の推進

- ・最新の情報通信技術の利活用についての研究・検討
- ・情報通信基盤の更なる充実に向けた関係機関等への働きかけ



※1 ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすい施設や製品などをデザインすることです。

※2 コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すことです。



## ■ 指 標

| 指 標 名                                                                   | 現 状 値              | 目 標 値                |                      |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
|                                                                         |                    | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 道路橋の修繕による対策数<br>(健全性の診断結果が早期措置段階の橋梁を対象とした修繕による対策数)                      | 1件<br>(平成28年度)     | 6件<br>(累計)           | 11件<br>(累計)          |
| 1級市道の舗装補修の対策率<br>(路面性状調査によるMCI※3が3以下の1級市道を対象とした舗装補修の対策率)                | 12.5%<br>(平成28年度)  | 50%                  | 100%                 |
| 本庁、各総合支所相互間を結ぶ所要時間の短縮<br>(本庁と各総合支所及び各総合支所間を結ぶ所要時間の合計)                   | 263分<br>(平成28年度)   | 253分                 | 243分                 |
| 水道普及率<br>(行政区域内人口に対する給水人口)                                              | 87.6%<br>(平成27年度)  | 87.9%                | 90.0%                |
| 下水道等普及率<br>(総人口に占める公共下水道、農業集落排水、浄化槽の利用可能人数の割合)                          | 61.5%<br>(平成27年度)  | 68.7%                | 76.8%                |
| 水洗化率<br>(下水道が整備された区域の人口のうち接続(水洗化)した人口の割合)                               | 86.7%<br>(平成27年度)  | 87.8%                | 89.0%                |
| 一人あたりの都市公園面積<br>(都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積)                                 | 7.3㎡/人<br>(平成27年度) | 8.45㎡/人              | 8.89㎡/人              |
| 公共交通利用者数<br>(1日の公共交通利用者数)                                               | 282人<br>(平成27年度)   | 360人                 | 492人                 |
| 木造住宅耐震診断の実施件数<br>(S56年以前に建設された木造住宅で耐震診断を行った件数。(一社)福島県建築士事務所協会の審査を受けたもの) | 37件<br>(平成27年度)    | 67件<br>(累計)          | 92件<br>(累計)          |
| 耐震改修を行った木造住宅の件数<br>(木造住宅耐震診断を行った後、耐震改修を行った件数)                           | 1件<br>(平成27年度)     | 6件<br>(累計)           | 12件<br>(累計)          |
| 空き家等解体撤去件数<br>(助言・指導等を行った空き家等、及び相談を受けた空き家等のうち解体及び撤去を実施した件数)             | 3件<br>(平成27年度)     | 33件<br>(累計)          | 58件<br>(累計)          |
| 携帯電話不通話地区の解消<br>(市内の携帯電話不通話地区数)                                         | 4地区<br>(平成28年度)    | 2地区                  | 0地区                  |



※3 MCI(Maintenance Control Index:舗装の維持管理指数)とは、舗装の供用性を「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」及び「平たん性」という路面性状値によって定量的に評価するものであり、維持修繕判断を行うための総合的な指標です。

## 大綱 4 自然との共生と元気なふるさとづくり

協働・地域コミュニティ  
・市民活動

### 目標

市民の主体的な活動の促進や市民と市の協働によるまちづくりにより、地域課題の解決や地域の活性化を目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 協働の意識の醸成

- ・市と市民あるいは市民同士などの協働の取組の意識の醸成

#### (2) 地域コミュニティの支援

- ・各種補助制度等による地域の実情に応じた支援
- ・行政区の主体的なコミュニティ活動の促進
- ・地縁団体の設立等に関する支援と認可事務の実施
- ・人口減少と高齢化が進む地域での地域コミュニティの維持活性化に向けた支援
- ・地域住民自らが課題解決に取り組むことができる仕組みの検討

#### (3) 市民活動の推進

- ・ボランティア団体やNPO\*法人などと連携した市民活動の推進

#### (4) 非核平和のまち宣言の普及啓発

- ・非核平和のまち宣言の普及啓発

### ■ 指 標

| 指 標 名                                                    | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|----------------------------------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                                          |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| NPO法人やボランティア団体との協働事業数<br>(NPO法人やボランティア団体と協働で取り組んだ年間の事業数) | 19件<br>(平成27年度)  | 25件                  | 30件                  |
| NPO法人組織数<br>(本市のNPO法人の組織数)                               | 23団体<br>(平成27年度) | 28団体<br>(累計)         | 33団体<br>(累計)         |
| ふるさと創生事業の採択件数<br>(地域づくりに関する補助金の年間採択件数)                   | 27件<br>(平成27年度)  | 35件                  | 40件                  |
| 公園サポート団体との協定数<br>(行政区や地域団体と喜多方市公園等管理サポート協定を締結した件数)       | 33件<br>(平成27年度)  | 35件<br>(累計)          | 37件<br>(累計)          |
| 道路サポート協定の協定数<br>(行政区や地域団体とうつくしまの道・サポート協定を締結した件数)         | 14件<br>(平成27年度)  | 17件<br>(累計)          | 20件<br>(累計)          |



※ NPO(Nonprofit Organization)とは、「非営利組織」等と訳され、一般的にはボランティア団体をはじめ、非営利で公益的な活動を行う団体全般を指すものです。

**移住・定住 目標**

若年層を中心に市外からの移住、市内での定住促進により、人口減少の抑制と地域力の維持向上を目指します。

**■ 施策の内容****(1) 移住の促進**

- ・相談窓口の充実や体験による移住しやすい環境整備の推進
- ・住まいや仕事等への支援と首都圏等に向けた情報発信

**(2) 定住の促進**

- ・若年層の市内での定住促進
- ・若年層の住まいの確保や支援

**■ 指 標**

| 指 標 名                                   | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|-----------------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                         |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 本市への移住件数<br>(相談窓口や移住促進のための制度を活用した移住の件数) | 12世帯<br>(平成28年度) | 62世帯<br>(累計)         | 112世帯<br>(累計)        |
| 市人口の転出超過数<br>(住民基本台帳における年間の転出超過数)       | 175人<br>(平成27年)  | 59人                  | 17人                  |

**連携・交流 目標**

多様な連携と交流を通じ、ひと・もの・情報の流れを活発化することにより、本市の魅力や活力の向上と地域課題の解決を目指します。

**■ 施策の内容****(1) 地域間等の連携と交流の推進**

- ・関係市町村との連携による広域的な諸課題への対応
- ・友好都市との連携・協力関係の強化と市民等の地域間交流活動の促進
- ・大学、民間企業等との連携による地域課題の解決

**(2) 国際交流の推進**

- ・姉妹都市との交流や民間団体の国際交流活動の支援

**■ 指 標**

| 指 標 名                                     | 現 状 値            | 目 標 値                |                      |
|-------------------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|
|                                           |                  | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 連携協定等締結数<br>(友好都市・宣言、産学官連携、協定等の締結数)       | 37件<br>(平成27年度)  | 44件<br>(累計)          | 50件<br>(累計)          |
| 国際交流活動参加者数<br>(姉妹都市との交流事業や外国語講座等への年間参加者数) | 205人<br>(平成27年度) | 250人                 | 300人                 |



生活環境・自然環境  
・景観

目標

清らかな水の確保、美化意識の向上、良好な景観の形成により、心豊かな生活ができるまちを目指します。

■ 施策の内容

(1) 清流対策の推進

- ・ 市民が行う水路等の清掃活動の促進と支援

(2) 環境の保全

- ・ 環境基本条例に基づく環境保全の推進
- ・ ボイ捨て防止や不法投棄対策の推進と市内一斉清掃の促進
- ・ 豊かな自然環境の保全・保護及び活用の促進

(3) 良好な景観の保全と形成

- ・ 地域の自主的な景観形成に関する活動の支援
- ・ 景観計画及び景観条例の適切な運用による市民と協働での良好な景観の保全と形成

(4) 害を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除

- ・ 生活衛生に害を及ぼす小動物や害虫の行政区と協働での駆除・防除



■ 指 標

| 指 標 名                                                                     | 現 状 値                      | 目 標 値                |                      |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|
|                                                                           |                            | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 地区清掃実行政区数<br>(地区清掃活動による環境美化に取り組む年間の行政区数)                                  | 250地区<br>(平成27年度)          | 263地区                | 272地区                |
| 河川の生物化学的酸素要求量(BOD)※<br>(市内2河川の有機汚濁の程度)                                    | 田付川<br>1.6mg/ℓ<br>(平成27年度) | 1.2mg/ℓ              | 1.0mg/ℓ              |
|                                                                           | 濁川<br>1.7mg/ℓ<br>(平成27年度)  | 1.3mg/ℓ              | 1.0mg/ℓ              |
| まちなみ景観形成事業費補助金の申請件数<br>(景観形成住民団体として認定した団体またはこの団体に属する者が行う景観形成事業の年間補助金申請件数) | 2件<br>(平成27年度)             | 3件                   | 6件                   |



※ BODとは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されたときに消費される酸素の量であり、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標のことです。基準はAA～Eまでであり、Eが最も汚い水となります。現状値はAに属しており、目標値を最もきれいなAAに設定しています。

## 循環型社会 目標

限りある資源の有効活用と再生可能エネルギー※<sup>1</sup>の普及促進により、環境にやさしいまちを目指します。

### ■ 施策の内容

#### (1) 廃棄物減量化の促進

- ・ ごみの減量化と資源としての再利用の促進
- ・ 民間事業者のバイオマス※<sup>2</sup>利用支援による資源の循環的利用の促進

#### (2) 環境負荷の低減

- ・ 市民の環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動の促進

#### (3) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- ・ 市民や事業者の省エネルギーに対する意識啓発と取組支援及び公共施設を含めた再生可能エネルギーの導入推進



### ■ 指 標

| 指 標 名                                          | 現 状 値               | 目 標 値                |                      |
|------------------------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
|                                                |                     | 中間年次2021<br>(平成33)年度 | 最終年次2026<br>(平成38)年度 |
| 一人一日あたりのごみ排出量<br>(年間の総排出量から一人一日あたりの排出量を算出したもの) | 966g<br>(平成27年度)    | 932g                 | 908g                 |
| リサイクル率<br>(市内で排出される一般廃棄物のうち、資源物が占める割合)         | 15%<br>(平成27年度)     | 18%                  | 21%                  |
| 住宅用太陽光発電システム導入量<br>(市内における住宅用太陽光発電システム導入量)     | 2,500kw<br>(平成27年度) | 4,400kw<br>(累計)      | 6,000kw<br>(累計)      |



※<sup>1</sup> 再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、持続的に利用が可能な環境にやさしいエネルギーのことです。

※<sup>2</sup> バイオマスとは、生物資源(Bio)の量(Mass)を表す概念のことであり、一般的には、生物由来の有機性資源で再生可能なものを指します。

# 計画の実現に向けて

総合計画に掲げる諸施策を確実に実行し、将来の都市像に向けて着実な進展を図るため、以下のような持続可能な行財政運営を推進します。

## 1 行政評価の推進

基本計画の実施状況を評価する「施策評価」と実施計画に掲げる事務事業を評価する「事務事業評価」を実施し、評価結果の施策展開への反映に努めます。

## 2 効率的な行政組織体制

社会経済情勢の変化や市民ニーズに適切に対応できる効率的な組織体制を確立するとともに定員の適正化及び人材育成を推進します。また、部局間及び本庁と総合支所との連携を強化した行政運営を図ります。

## 3 市民の意見・意向の把握

審議会等や事務事業への市民参画を促進するとともに、パブリックコメント<sup>※1</sup> 制度やアンケート調査、市民懇談会などにより、市民の意見・意向を施策展開に反映していきます。

## 4 市政情報の発信

広報紙、ホームページ及び説明会などにより市政に関する情報を発信します。

## 5 ICTを活用した行政事務の効率化

ICTを積極的に活用し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。

## 6 計画的で健全な財政運営

中期財政計画により、収支均衡を見通した中での財政運営を行います。また、市債バランスや財政指標の管理、費用対効果分析の活用による事業効果の判断、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成等により、健全な財政運営を図ります。

※1 パブリックコメント制度とは、基本的な施策等に関する条例等を策定する際に、市民に内容を公表し、寄せられた意見を整理したうえで最終的な意思決定を行うもので、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の制度のことです。



## 7 自主財源の確保

税負担の公平性の原則を確保するため、課税客体の適切な把握と収納率の向上に努めます。また、行政サービスの受益に対する負担の公平性を確保するため、受益者負担の適正化に努めます。

## 8 市有財産の有効活用

土地や建物などの遊休財産等の適正な管理に努めるとともに、貸付や譲渡により有効活用を図ります。

## 9 公共施設の適正配置と整備

公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントに取り組むとともに、最適な行政サービスを提供するため、市民が利用しやすく、安全で安心な公共施設の整備を図ります。また、公共施設の整備や改修等においては、計画的な実施による歳出予算の平準化を図るとともに、資産総量の適正化に努めます。

## 10 民間活力の活用

施策を効率的・効果的に推進するため、必要に応じ民間委託及び指定管理者制度<sup>※2</sup>など民間活力を活用します。



※2 指定管理者制度とは、地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設(公の施設)の管理・運営を、民間事業者やその他の団体に委託することができる制度のことです。公の施設の管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、市民サービスの質の向上や行政コストの縮減を目指すものです。



《市章》

力強い産業 人が輝く  
活力満ちる安心・快適なまち

市の花 《ひめさゆり》



市の木 《飯豊スギ》



市の鳥 《セキレイ》



市の魚 《イトヨ》



市の昆虫 《ホタル》

